

分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No.165 2016.12.11
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

これで平等な裁判か？証拠写真の撮影に管理者が監視！！

現在、大阪仕業検査車両所の島津さんが会社による不当なボーナスカットに対して本人訴訟で闘っています。

11月4日に島津さんがこの裁判で証拠として使用する写真の撮影を会社（竹腰総務科長）にお願いしに行きました。

写真撮影を拒否！

竹腰科長：セキュリティーの問題で、写真も会社の資料なのでダメだ！

島 津：会社は裁判で写真を出しています。私も出したいので許可を下さい。

竹腰科長：どこを撮るのか？どんな写真を撮るのか？

島 津：（裁判相手の会社に）そんなこと言えません。

竹腰科長：一応、話はしておきます。

一転、制限付きで撮影を認める！

竹腰科長：撮影は許可します。しかし、立ち合いが必要です。立ち合いは会社の管理者です。どこを撮影するのか具体的に文章で提出して下さい。

島 津：撮影には補助人が必要です。

竹腰科長：それも含めて文章に書いて提出して下さい。無理だと思うが、一応話をしておきます。

撮影に必要な補助人は認めず！

島津さんは、仕方なく文章で提出しましたが、決まった用紙も書き方もないにも関わらず、竹腰科長から「これではダメです。これから言う事を追加して書いて下さい」と言われ、その通り書いて提出したことで撮影許可が下りました。しかし、撮影に必要な補助人は認められず、必要ならば管理者が手伝うと言ってきました。

報告しないのなら、3人もの管理者の立ち合いやメモが必要なのか！

12月1日の撮影当日には竹腰科長、杉本助役、河合助役の何と3人もの管理者が立ち合いに来たのです。しかも、自由に撮影させてもらえず、決められた場所、車両、号車での撮影でした。更に、立ち合った管理者は必死にメモを取りながら監視をしていました。これに対して、島津さんは「どんな写真を撮ったか報告しないで下さい」とお願いすると、竹腰科長は一応「わかった」と答えていました。

今回の裁判でも会社は中西副所長が撮影した運転室の写真証拠として提出して来ました。会社は好き勝手に撮影できますが、私たちが撮影する時は制限を付け、裁判での有効な証拠にさせないようにしています。

私たちはこの不平等な会社のやり方を広く社会に訴えて行きます！！